

令和元年9月

令和2年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 平 昌彦

最重点要望事項

【消費税】

- 消費税の単一税率を維持すること。
(軽減税率制度の廃止)
〔要望事項7〕 6頁参照
- 適格請求書等保存方式(インボイス方式)を導入しないこと。
〔要望事項8〕 6頁参照

【所得税】

- 所得控除を見直すこと。
〔要望事項1〕 1頁参照

令和2年度の税制改正に関する要望

本連盟は、令和2年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる10項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 適正な事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取り頂き、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年9月

名古屋税理士政治連盟

会長 平 昌 彦

目 次

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

- ◎ 1. 所得控除を見直すこと。 1 頁
- 2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。 2 頁
- 3. 災害損失控除を創設すること。 2 頁

【中小法人税制】

- 4. 繰越欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。 3 頁

【法人税】

- 5. 確定決算主義を尊重し、損金算入規定等について見直すこと。 4 頁

【相続税】

- 6. 相続時精算課税における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けること。 5 頁

【消費税】

- ◎ 7. 消費税の単一税率を維持すること。(軽減税率制度の廃止) 6 頁
- ◎ 8. 適格請求書等保存方式(インボイス方式)を導入しないこと。 6 頁
- 9. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。 7 頁

【納税環境整備・その他】

- 10. 個人事業者番号を導入すること。 8 頁

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

◎ 1. 所得控除を見直すこと（所法2①三十四、三十四の二、所法81条）

〔理由〕

（1）年少扶養控除の復活

年少者（16歳未満）に対する扶養控除は子ども手当の財源としてその制度が廃止された。しかし、その後子ども手当は廃止（児童手当へ改組）されたにもかかわらず、当該制度は廃止されたままである。

安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点からも早急に16歳未満の扶養親族も控除対象扶養親族に含めるべきである。

（2）寡婦（寡夫）控除の見直し

特別な人的控除として社会的に不利な状況にある母子家庭には寡婦控除が設けられているが、同様な立場である父子家庭に対する寡夫控除との間には適用要件や特別加算の有無の点で差がある。男女平等の観点からすれば差を設けるべきでなく、寡婦（寡夫）控除の適用要件と控除額を見直すべきである。

また、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親家庭に対しては、税制上の救済が行われていないため、寡婦（寡夫）控除の対象にすべきである。

2. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。

(所法69条、措法31条①、措法32条①)

[理 由]

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税することになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

3. 災害損失控除を創設すること。

[理 由]

昨今、地震及び豪雨等の自然災害が多発している。災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になり、激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要する。また、災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。

具体的には次のような措置が考えられる。

- 所得控除における控除の順序を最後にする。
- 繰越控除期間を10年以上とする。

- 災害のあった年分での適用のほか、前年分への遡及適用を認める。
- 資産損失だけでなく、避難のための移転やそれに伴う費用も控除対象とする。

【中小法人税制】

4. 繰越欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。

(法法57条)

〔理由〕

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点からは、企業規模の大小を問わず、繰越欠損金には控除制限を設けるべきではない。特に中小法人は、大法人と比較して事業基盤の弱い法人が多く、控除制限により資金繰りを圧迫することとなる。業績回復の阻害要因とならないように、中小法人に対しては現行の繰越欠損金の100%控除制度を維持すべきである。

【法人税】

5. 確定決算主義を尊重し、損金算入規定等について見直すこと。

(法法34条、法法52条)

〔理由〕

(1) 役員給与

役員給与は職務執行の対価であり、経営者のモチベーションを高めるためにも、損金不算入とする役員給与を明示した上で、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、不相当に高額なものを除き、原則として損金の額に算入すべきである。

(2) 退職給付引当金・賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有している。

したがって、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

(3) 貸倒引当金

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率については、数%以下という実際の配当率等を参考にして現行の50%を見直す必要がある。

【相続税】

6. 相続時精算課税における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けること。(相法20条の15①)

〔理由〕

相続時精算課税制度により受贈した財産について、現行では贈与時の評価により相続税が課税され、災害等による滅失や財産価値の著しい低下があったときでも、担税力に応じた適正価額により課税されない。被災資産のうち相続時精算課税の適用を受けたものについて、相続税の計算上、贈与時の価額か相続時の価額のいずれかを選択できるようにすべきである。

【消費税】

◎7. 消費税の単一税率を維持すること。(軽減税率制度の廃止)

(消法29条)

〔理由〕

消費税の軽減税率制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度にすべきである。低所得者への逆進性対策としては、一定額の簡素な給付措置などを検討すべきである。

◎8. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）を導入しないこと。

(新消法30条①、57条の2、57条の4)

〔理由〕

令和5年10月に予定されているインボイス方式では、現行の免税事業者は、インボイスを発行することができないため、免税事業者の取引排除問題が生じるおそれがある。また、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされることなど、インボイスの発行や保管などの事務の増加は中小企業にとって相当程度の負担となると考えられる。

現行の消費税法は取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮した帳簿方式を採用し、請求書等の保存などにより制度の透明性は確保されている。また、帳簿方式は事業者が法人税や所得税の申告のために作成している会計帳簿によって仕入税額控除を行うことができ、インボイス方式と比べて事業者の納税事務負担ははるかに少なくて済むと思われる。よって、帳簿方式を継続し、インボイス方式の導入を見送るべきである。

9. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。

(消法2条①十四、9条、37条)

[理由]

課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となる場合や、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じるような場合があり、小規模事業者にとって極めて煩雑な制度となっている。こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者とした上で、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

なお、簡易課税制度についても同様に、現行の基準期間による判定ではなく当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下の場合には確定申告時に選択できるよう改正すべきである。

【納税環境整備・その他】

10. 個人事業者番号を導入すること。

〔理 由〕

法人番号はインターネット上で公表され利用制限がないのに対し、個人番号はその取扱いが法令で限定されている。法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等について、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。